

# 改正された香川県最低賃金額の周知のため、 10月2日（水）午前8時からJR高松駅前 でリーフレット等の配布を行いました。

香川労働局（局長 栗尾保和）は、令和6年8月22日に開催された香川地方最低賃金審議会（会長 柴田潤子氏）からの最終答申を受けて、香川県最低賃金を「1時間970円」に改正決定し、令和6年9月2日付けの官報に公示したことから、改正された最低賃金は令和6年10月2日に発効しました。

10月2日に発効した香川県最低賃金「1時間970円」を周知するため、10月2日（水）午前8時から、JR高松駅前で労働局幹部職員、有志の香川地方最低賃金審議会委員の計20名が、改正された香川県最低賃金額が記載されたリーフレットを折り込んだポケットティッシュ（1000個分準備）の配布を行いました。



有志の審議会委員の皆様と労働局職員



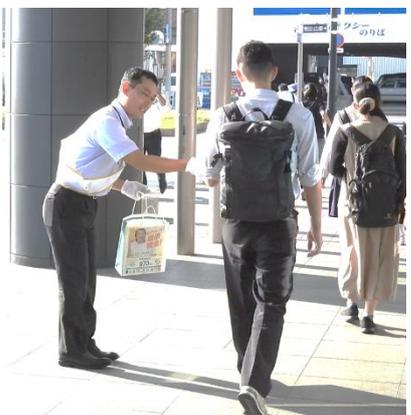
配布したポケットティッシュ（上）とリーフレット（左）



ポケットティッシュの配布を行う栗尾労働局長（右）



ポケットティッシュの配布を行う審議会委員、労働局職員



香川労働局では、引き続き、改正された香川県最低賃金額の周知徹底に努めていくことにしています。